

# 八尾市地域福祉計画中間見直し支援業務委託事業者募集要領

## 1 趣 旨

本市では、令和3年3月に「第4次八尾市地域福祉計画（以下、「計画」という。）」を策定し、困っている人を放っておけない八尾市民の「ほっとかれへん」「おもいやり」の気質が生み出す「おせっかい」に着目し、この「おせっかい」によって「誰ひとり取り残さない しあわせを感じる共生のまち」をめざし、様々な取組みを推進しているところです。計画期間は、令和3年度から令和10年度までの8年間で、中間年である令和6年度に計画の推進状況、社会情勢やニーズ、各種法制度等の変化を踏まえ、総合的に評価を行い見直すこととしております。

今回、計画の中間見直しを行うにあたり、福祉に関する住民等の意識や新型コロナウイルスの感染拡大による生活状況や地域との関わりの変化等を把握するため市民等アンケート調査を実施のうえ計画見直しを行うものです。計画の見直しの方針としては、令和6年3月に開催した八尾市社会福祉審議会において、これまでの取組み進捗状況等を報告のうえ、引き続き、計画の基本理念及び基本目標に基づき取組みを展開することについて決議を得たところです。

なお、計画の見直し実施にあたっては、八尾市が掲げる「地域共生社会の実現」に向けた、八尾市地域福祉計画を上位計画とした「八尾市重層的支援体制整備事業実施計画」や各分野の福祉計画、八尾市社会福祉協議会が策定する「第4次八尾市社会福祉協議会地域福祉活動計画」、その他関連する計画との一体的な推進(計画間の連携)に関する視点が重要です。それを踏まえ、昨今の社会情勢の変化や本市の抱える課題の整理、現行計画の検証、幅広い市民意見の反映など、市民等アンケート調査結果等に基づき、多角的な視点での実態把握や高度な分析等により計画の見直しを行うにつき支援業務を委託する事業者を募集するものです。

## 2 業 務 名

「八尾市地域福祉計画中間見直し支援業務」

## 3 業務内容

「八尾市地域福祉計画中間見直し支援業務仕様書」のとおり

## 4 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

## 5 提案上限額

4,543,000円（消費税、地方消費税を含む。）

当該委託業務は消費税法第6条の別表に掲げる内容に該当しないため消費税法上の課税取引とします。

## 6 提案参加資格

提案に参加を希望する者は、以下の(1)～(7)の要件を全て満たす団体とします。

- (1) 令和6年度物品等競争入札参加資格者名簿（物品、委託・役務等）において、取扱業種が大分類「調査・測定・検査・分析」で登録されていること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく申立てがな

されていないこと。

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に抵触しないこと。
- (4) 平成31年4月1日から令和6年3月31日までの間において、福祉関係計画に関する計画策定又は見直し等の業務委託契約の履行を完了した実績を有すること。
- (5) 市町村民税・都道府県民税の特別徴収を実施していること、又は次年度からの特別徴収の開始を誓約していること。
- (6) 八尾市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置（以下「入札参加停止措置」という。）及び八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置（以下「入札等排除措置」という。）を受けていないこと。また、本件業務に関連する法令に基づく営業停止処分（以下「営業停止処分」という。）を受けていないこと。
- (7) 八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でないこと。

## 7 スケジュールの概要

・事業提案参加申込書受付	令和6年4月30日（火）～5月13日（月）
・提案参加資格審査結果通知	令和6年5月14日（火）
・仕様書及び提案書の作成に関する質問受付	令和6年5月14日（火）～同月17日（金）
・質問に対する回答	令和6年5月21日（火）
・事業提案書等提出期限	令和6年5月23日（木）
・プレゼンテーション面接（予定）	令和6年5月29日（水）
・選定結果通知（予定）	令和6年6月3日（月）

## 8 提案参加資格審査申請手続

- (1) 提案に参加を希望する者は、事業提案参加申込書（様式第1号）に次に記載する添付書類を添えて、指定する期日までに持参するとともに、提出した事業提案参加申込書及び添付書類を電子メールでも送信してください。

### 【添付書類】

上記「6 提案参加資格」の(5)についての証明書類として、次のアもしくはイのいずれかを提出してください。なお、アの書類作成時の留意事項として、本書類の提出は、市町村民税・都道府県民税の特別徴収を実施していることの確認を目的としているため、納税義務者（従業員）の特別徴収税額は不要です。

ア：特別徴収を実施している場合は、令和5年度分の市町村民税・都道府県民税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）の写し

※本市における特別徴収義務者である場合は、本市より通知されている令和5年度市民税・府県民税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）の写し、又は直近（申請の日前6月以内のうち、いずれか1月分）の領収証書の写しを提出してください。

※本市以外の市町村の特別徴収義務者である場合は、本市以外から通知されている令和5年度市町村民税・都道府県民税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）の写しを提出してください。ただし、提出に際しては、全ての市町村ではなく、1市町村分で結構です。

イ：市町村民税・都道府県民税の特別徴収を未実施の場合は、次年度から特別徴収を実施することの誓約として、特別徴収義務者でないこと等の報告書（様式第2号）

- (2) 受付期間 令和6年4月30日（火）から5月13日（月）（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日を除く。）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- (3) 受付場所 八尾市本町一丁目1番1号 八尾市役所本館3階  
八尾市健康福祉部地域共生推進課  
メール：hukusi@city.yao.lg.jp
- (4) 結果通知 令和6年5月14日（火）に電子メールにより通知します。

## 9 仕様書及び提案の作成に関する質問及び回答

- (1) 仕様書及び提案書の作成に関する質問がある場合は、質問票（様式第3号）を期日までに電子メールにより提出してください。電話など、その他の方法による質問は、一切受け付けません。

なお、質問を行う場合は、受信確認のための電話連絡を行ってください。

ア 質問受付期間 令和6年5月14日（火）～同月17日（金）午後5時まで

イ 問合せ先 八尾市健康福祉部地域共生推進課（岩崎、広田）

メール：hukusi@city.yao.lg.jp

電話：072-924-3835（直通）

- (2) 質問に対する回答は、令和6年5月21日（火）までに、市ホームページにて質問内容と併せて公開します。

ホームページのURL <https://www.city.yao.osaka.jp/0000074062.html>

## 10 提案の方法

- (1) 事業提案書等の提出について

事業提案にあたっては、以下の書類を令和6年5月23日（木）午後5時までに地域共生推進課へ提出してください。提出物については、「提出部数」に記載の内容のものとし、紙媒体は持参又は郵送により提出し、電子データは電子メールにて提出してください。提出先については、本要領の「18 書類提出先及び問合せ先等」をご参照ください。

	書類名	様式番号	提出部数	提出期限	提出方法	備考
ア	事業提案書	様式第4号	①・②の両方を提出。	令和6年 5月23日（木） 午後5時まで	持参又は 郵送 【必着】	必要部数を提出すること。
イ	業務実施体制予定書	任意様式	① 紙媒体			
ウ	経費見積書	任意様式	正本1部 副本8部			
エ	経費見積内訳書	任意様式	② 電子データ1式			

(2) 提出書類にかかる留意事項

ア 事業提案書

事業提案書は、様式第4号を使用してA4サイズ10ページ以内で作成してください。

提出された事業提案書は公文書として情報公開の対象となるため、非公開とすべき箇所については、あらかじめその旨を明記する等してください。

イ 業務実施体制予定書

業務責任者及び担当技術者等を配置が分かるように記載してください。特に様式は問いません。

ウ 経費見積書

必ず使用印を押印してください。特に様式は問いません。

エ 経費見積内訳書

仕様書の項目に対して明細を記載してください。特に様式は問いません。

(3) その他留意事項

ア 提案内容の記載の際には、審査の公平性を期すため法人名等が特定される記述は必ず避けてください。

イ 指定様式については、市ホームページからダウンロードしてください。

ホームページのURL <https://www.city.yao.osaka.jp/0000074062.html>

11 審査の方法

(1) 事業者選定の審査は、「八尾市地域福祉計画中間見直し支援業務事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が行います。

審査については、「12 審査基準」に基づいて、業務提案書の内容等を審査し、業務受託候補者（優先交渉権者）を決定します。

なお、選定委員会の会議は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

(2) 選定委員会における審査

以下の日程でプレゼンテーションによる面接審査を行います。面接審査の時間及び場所等詳細については、別途、電子メールにて連絡し、面接審査への出席を求めます。

また、応募者が1者の場合においても、審査基準に照らして、選定委員会において総合的に評価を行います。

審査の結果、「12 審査基準」に掲げる最低基準点以上で、かつ、業務を委託することが適正であると認められる場合、業務受託候補者（優先交渉権者）として選定することとします。

なお、事業者選定までに、この募集要領における失格事項に該当することとなった場合は、審査の対象外となります。

【面接審査の日程】 令和6年5月29日(水)を予定

※時間・場所等の詳細については提案者に別途通知いたします。

面接の実施方法

ア 説明は提出した業務提案書に沿って行ってください。面接審査の説明時間は10分以内とし、その後、約20分間の質疑応答を予定しています。

なお、面接審査に参加できる人数は3名以内とします。

イ 事業提案書の説明を補足するために、パソコンを用いたプレゼンテーションを可能としますが、

パソコンを活用したプレゼンテーションを行う場合は、プレゼンテーションで使用するデータを、DVD-RまたはCD-R（以下「DVD-R等」という。）にて事業提案書とあわせて提出してください。プレゼンテーション当日は、提出されたDVD-R等に保存されているデータを保存したパソコンを本市にて用意するので、そのパソコンを用いてプレゼンテーションを行ってください。

なお、提出するDVD-R等については、以下のバージョンで読み込み可能なデータを提出してください。OS:Windows 10以降 Office:Microsoft Office 2010 PDF:Adobe reader X 以降  
ウ 法人等が特定される記述や表現は避けてください。

## 12 審査基準

別紙の「審査基準表」により、次の事項について審査します。なお、以下の項目のうち、(1)～(4)の合計を「提案点」とします。

### (1) 業務遂行能力（20点）

本市の地域福祉の推進の状況・特徴・課題及び計画に基づくこれまでの取組みの方向性を理解しており、計画見直しにかかる考え方は妥当か。また、類似業務の実績及び必要な専門性等を有しているか。

### (2) 実施体制の確保（15点）

提案内容を実施するにあたり、本業務を確実に遂行し得る実施体制等が整えられているか。

### (3) 提案内容の有効性（35点）

計画に基づくこれまでの取組みの方向性及び本業務の目的の達成に資する具体的かつ有効な提案内容となっているか。

### (4) 期待できる効果（20点）

地域共生社会の実現に向けた八尾市重層的支援体制整備事業実施計画等との一体的推進(計画間の連携)に寄与するものであるか。

### (5) 経費の妥当性（10点）

提案上限額の範囲内で適切な経費の見積りがされているか。

選定委員1名の持ち点を100点とし、各委員の評価点の合計点により審査します。

なお、適正な業務遂行を担保するため、最低基準点を選定委員会の出席委員の持ち点の総合計の60%と定め、これを満たさない提案については失格とします。また、審査基準(1)から(5)いずれかの評価項目において委員の合計得点が無得点（0点）になった場合は、他の審査基準における得点の状況にかかわらず失格とします。

## 13 業務受託候補者等の選定

選定委員会による評価点の合計（以下「総合評価点」という。）が最も高い者から業務受託候補者及び次点者を選定します。この場合において、総合評価点が最も高い者が2人以上あるときは、選定委員会による提案点の合計が高い者を業務受託候補者として選定します。

## 14 審査結果について

業務受託候補者の決定については、面接審査を受けたすべての提案参加者に対して、選定委員会での選定後速やかに郵送にて通知します。なお、審査内容、結果についての異議は認めません。また、業務

受託候補者から辞退届が提出された場合は、次点者を業務受託候補者として選定します。

## 15 業務の実施

原則として提案いただいた業務内容を実施していただきますが、担当課との協議により修正する場合があります。

## 16 その他

### (1) 失格事項について

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ア 提出方法、提出先及び提出期限が適切でない場合
- イ 経費見積額が提案上限額を超えている場合
- ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- エ 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていない場合
- オ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- カ 提案参加資格の要件を満たさなくなった場合

### (2) 契約締結について

- ア 本業務に関する契約形態は、業務委託契約とします。
- イ 契約保証金については、八尾市財務規則（昭和39年八尾市規則第33号）第122条に該当する場合は免除するものとします。
- ウ 業務の履行に当たっては、第三者に再委託してはならないものとします。ただし、委託業務全体に大きな影響を及ぼさない一部の業務について、あらかじめ本市の書面による承諾を得たときはこの限りではありません。また、情報の管理については、契約者と同等の水準を確保することとします。
- エ 業務受託候補者選定後、契約締結までに、入札参加停止措置、入札等排除措置及び営業停止処分を受けた場合は失格とします。
- オ 暴力団員又は暴力団密接関係者であることが判明した場合は失格とします。また、契約締結後に判明した場合は、契約を解除します。

### (3) その他留意事項

- ア 業務提案書等作成のために生じた諸費用は、全て提案者の負担とします。
- イ 提出物は返却しないものとし、また、当業務に係る審査以外には使用しないこととします。
- ウ 提案募集に係る公文書公開請求があった場合は、八尾市情報公開条例（平成7年八尾市条例第9号）に基づき、提出書類を公開することがあります。
- エ その他必要な事項は、選定委員会の審査を経て決定するものとします。
- オ 事業提案参加申込書を提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

## 17 参考資料

### (1) 第4次地域福祉計画

ホームページのURL <https://www.city.yao.osaka.jp/0000056325.html>

### (2) 八尾市重層的支援体制整備事業実施計画

ホームページのURL <https://www.city.yao.osaka.jp/0000068077.html>

(3) 八尾市社会福祉審議会 会議資料

ホームページのURL [https://www.city.yao.osaka.jp/soshiki/5-1-0-0-0\\_10.html](https://www.city.yao.osaka.jp/soshiki/5-1-0-0-0_10.html)

(4) 八尾市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 会議資料 ※令和元年度及び令和2年度に実施した「地域福祉に関するアンケート調査」は、令和5年度八尾市社会福祉審議会地域福祉専門分科会の提出資料として掲載しています。

ホームページのURL [https://www.city.yao.osaka.jp/soshiki/5-1-0-0-0\\_11.html](https://www.city.yao.osaka.jp/soshiki/5-1-0-0-0_11.html)

(1)二次元バーコード



(2)二次元バーコード



(3)二次元バーコード



(4)二次元バーコード



18 書類提出先及び問合せ先

〒581-0003 八尾市本町一丁目1番1号

八尾市健康福祉部地域共生推進課（岩崎、広田）

電話：072-924-3835（直通）      ファックス：072-922-3786

メール：hukusi@city.yao.lg.jp